

「(仮称) 富谷市成田二期北土地区画整理事業 環境影響評価準備書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答申案	<p style="text-align: center;">答申の考え方</p> <p>※1：○番号は、「資料○-○」指摘事項と関連しています。                  ※2：____は、指摘事項からの追記、変更した点。                  ※3：解説は太字。                  ※4：関連ページは、準備書本編のページ数。</p>	備考 【委員名】 (専門分野)
<p><b>【1 全般的事項】</b></p> <p>(1) <u>当事業は、富谷市西成田地区・穀田地区において山林等を大規模に地形改変する事業である。そのため、多くの環境影響があることが明らかになっていることから、事業計画の検討に当たっては、代償措置の前に、特に豊かな自然環境を持つ沢筋を存置するなどの環境保全措置を講じて、環境への影響の回避・低減にさらに配慮すること。</u></p>	<p><b>【全般的事項】</b></p> <p>② <u>環境保全措置は、代償措置よりも影響の回避・低減を優先して計画すること。</u>                  (委員からの指摘及び過去の準備書の答申内容を参考に作成。)  <b>【参考：(仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業 環境影響評価準備書】</b></p>	<p><b>【平野会長、伊藤委員、太田委員、関島委員、野口委員、牧委員】</b></p>
<p>(2) <u>予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。</u></p>	<p>(環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)  <b>【参考：(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価準備書】</b></p>	
<p>(3) <u>環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じること。</u></p>	<p>(環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)  <b>【参考：(仮称)稲子峠ウィンドファーム 環境影響評価準備書】</b></p>	
<p>(4) <u>対象事業実施区域周辺の住民、関係自治体である富谷市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。</u></p>	<p>(環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。)  <b>【参考：(仮称)福島北風力発電事業 環境影響評価準備書】</b></p>	
<p>(5) 土地の供用後のビオトープの管理体制について、評価書に記載すること。</p>	<p><b>【全般的事項】</b></p> <p>④ 土地の供用後のビオトープの管理体制について、評価書に記載すること。</p>	<p><b>【平野会長】</b> (景観)  <b>【永幡委員】</b> (騒音)</p>

<p>(6) <u>これまでに本事業の隣接地では、仙台北部道路・富谷ジャンクションの新設、宅地造成事業等が既に実施されていることから、今後、各事業者からの情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。</u></p>	<p>【全般的事項】 ⑤ 本事業の隣接地で宅地造成事業が実施されていることから、今後、当該事業者からの情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。</p>	<p>【太田委員】 (両生・は虫類)</p>
<p>【2 個別的事項】 (1) 騒音 工事中の建設機械による騒音と工事用車両の交通騒音について、騒音の重複が予想される場合、等価騒音レベルの複合騒音の予測及び評価を<u>評価書に記載すること。</u></p>	<p>騒音 ① 工事中の建設機械による騒音と工事用車両の交通騒音について、騒音の重複が予想される場合、等価騒音レベルの複合騒音の予測及び評価を示すこと。</p>	<p>【永幡委員】 (騒音)</p>
<p>(2) 地形及び地質 <u>対象事業実施区域の地形を、日本の地形レッドデータブックに記載のある県内の丘陵地と類似の特徴が認められる地形と評価している</u>のであるから、本事業に伴う改変により失われる重要な地形と、改変せずに残す地形のそれぞれについて、適切に評価し、評価書に記載した上で、その改変を極力小さくするための回避・軽減措置を講ずること。</p>	<p>地形・地質 ① 改変により失われる重要な地形と、改変せずに残す地形のそれぞれについて、適切に評価し、評価書に記載すること。</p>	<p>【伊藤委員】 (地形地質)</p>
<p>(3) 動物 イ サンショウウオ類の移植は困難であるため、移植などの代償措置ではなく、生息地への影響を回避すること。 また、改変によって失われる生物や生息地については、その事実を<u>評価書に記載すること。</u> ロ 飛翔軌跡に基づき、別図でオオタカ、サシバ及びノスリの行動圏内部構造を示すこと。また、本計画に伴い、行動圏、高頻度利用域、営巣中心域のそれぞれが面的にどの程度消失するかを定量的に評価書に示した上で、猛禽類への影響がより少ない回避・軽減措置を講ずること。 なお、行動圏内部構造に関し、「猛禽類保護の進め方」等の資料に基づき描いているが、ここでの指針は営巣情報のみの場合の対応であり、本事業では P707 に示されているように飛翔軌跡が描かれているので、これをもとに行動圏、高頻度利用域、営巣中心域を描き、評価書で示すこと。</p>	<p>動物 ① サンショウウオ類の移植は困難であるため、移植などの代償措置ではなく、生息地への影響を回避すること。 また、改変によって失われる生物や生息地については、その事実を記載すること。 ② <u>P707:飛翔軌跡にもとづき、別図でオオタカの行動圏内部構造を示すこと(生態系の上位種に選定している</u>ので、<u>そちらでも構わない</u>)。また、本計画に<u>ともない</u>、行動圏、高頻度利用域、営巣中心域のそれぞれが面的にどの程度消失するかを定量的に示すこと。また、P724 と P725 で営巣情報を示しているが、行動圏内部構造と合わせて示した方がよい。 ② <u>P710:オオタカと同様、別図でサシバの行動圏内部構造を示し、本計画にともない</u>、行動圏、高頻度利用域、営巣中心域のそれぞれが面的にどの程度消失するかを定量的に示すこと。また、P724 と P725 で営巣情報を示しているが、行動圏内部構造と合わせて示した方がよい。 ② <u>P715:飛翔軌跡にもとづき、別図でノスリの行動圏内部構造を示すこと</u></p>	<p>【太田委員】 (両生・は虫類)  【関島委員】 (動物生態学)  【関島委員】 (動物生態学)  【関島委員】</p>

	<p>(生態系の上位種に選定しているのに、そちらでも構わない)。また、本計画に<u>ともない</u>、行動圏、高頻度利用域、営巣中心域のそれぞれが面的にどの程度消失するかを定量的に示すこと。また、<u>P724 と P725 で営巣情報を示しているが、行動圏内部構造と合わせて示した方がよい。</u></p> <p>② <u>P1013</u>;行動圏内部構造に関し、「猛禽類保護の進め方」等の資料に基づき描いているが、ここでの指針は営巣情報のみの場合の対応であり、本事業では <u>P707</u> に示されているように飛翔軌跡が描かれているので、これをもとに行動圏、高頻度利用域、営巣中心域を描くべきである。</p>	<p>(動物生態学)</p> <p>【関島委員】 (動物生態学)</p>
<p>(4) 植物</p> <p>イ <u>重要な植物種が生育している区域について、代償措置が計画されているが、絶滅危惧 I 類であるベニシュスラン、キンセイランの 2 種はいずれもラン科で、非常に移植が難しい分類群であるため、代償措置ではなく環境保全措置を優先して行うこと。</u></p> <p>ロ 発見された植物が本当にオオアカウキクサである場合、宮城県内においては新産となるため、その生育地の改変を行わないこと。 なお、発見されたのが外来種であるニシノオオアカウキクサであった場合は、誤って移植してしまうことで生じるリスクがあるため、移植しないこと。</p> <p>ハ ノダイオウの代償措置が提案されているが、ノダイオウは外来種のエゾノギシギシと容易に交配し、雑種後代を作る可能性がある。その結果、元のノダイオウに置き換わり、外来種の遺伝子が入った個体だけになる可能性がある。 <u>代償措置の検討に当たっては上記に配慮し、評価書に記載の上、代償措置を実施すること。</u></p>	<p>植物</p> <p>① 重要な植物種が生育している区域について、代償措置より生息地への影響回避を優先して、慎重に保全措置を検討すること。特に、絶滅危惧 I 類であるベニシュスラン、キンセイランの 2 種はいずれもラン科で、非常に移植が難しい分類群であるため、生息地への影響を回避すること。</p> <p>③ 発見された植物が本当にオオアカウキクサである場合、宮城県内においては新産となるため、その生育地の改変について考え直すこと。 なお、発見されたのが外来種であるニシノオオアカウキクサであった場合は、誤って移植してしまうことで生じるリスクがあるため、移植しないこと。</p> <p>⑤ ノダイオウの代償措置が提案されているが、ノダイオウは外来種のエゾノギシギシと容易に交配し、雑種後代を作る可能性がある。その結果、元のノダイオウに置き換わり、外来種の遺伝子が入った個体だけになる可能性がある。 代償措置を考える場合、そこまでの配慮が必要と思うが、それについての考えを示すこと。</p>	<p>【野口委員】 (植物)</p> <p>【野口委員】 (植物)</p> <p>【牧委員】 (植物)</p>
<p>(5) 生態系</p> <p>サンショウウオ類に代表される「里山における水域と樹林の連続性 (p. 1072)」の評価に不十分な点が見受けられる。p1041 では、サンショウウオ類について森林の生息地の好適性区分や行動圏の推定が行われているが、p. 994 ではサンショウウオ類が「水辺の希少種」に含まれており、また、評価結果においては水域と樹林の連続性や森林の生息地の質の確保に触れられていない (p. 1084)。里山</p>	<p>生態系</p> <p>① サンショウウオ類に代表される「里山における水域と樹林の連続性 (p. 1072)」の評価に不十分な点が見受けられる。p1041 では、サンショウウオ類について森林の生息地の好適性区分や行動圏の推定が行われているが、p. 994 ではサンショウウオ類が「水辺の希少種」に含まれており、また、評価結果においては水域と樹林の連続性や森林の生息地の質の確保に触れられていない (p. 1084)。里山の生態系の重要な特性の</p>	<p>【野口委員】 (植物)</p>

<p>の生態系の重要な特性の一つであり、多くの動植物の生育基盤とされる「水域と森林の連続性」について、<u>その環境影響評価を踏まえて環境保全措置を講じること。</u></p>	<p>一つであり、多くの動植物の生育基盤とされる「水域と森林の連続性」について、影響評価を見直し、環境保全措置においても、「水域と森林の連続性」の確保について保全を最優先に、より具体的に記載する<u>必要がある</u>と考える。</p>	
<p>(6) 放射線の量          工事中に調整池や排水された雨水の流末で、空間線量をモニタリングすること。また、粘土微粒子（シルト）が堆積しやすい場所の土砂の取り扱いに注意すること。</p>	<p>放射線の量          ①工事中に調整池や排水された雨水の流末で、空間線量をモニタリングすること。また、粘土微粒子（シルト）が堆積しやすい場所の土砂の取り扱いに注意すること。</p>	<p>【平野会長】          （景観）          【石井委員】          （放射性物質）</p>

【答申（案）に反映しなかった指摘事項】

「全般的事項」

① 工事前後の地形の変更を確認するため、地形図と造成計画図の重ね図を作成すること。【平野会長】

③ 工事の手順や仮設道路等の設置について分かる工事計画を示すこと。【平野会長】

⇒いずれも、答申の審査会の場で回答してもらうべき内容であるため、答申には加えない。

「個別的事項」

土壌汚染①

調査項目ごとに、平成20年、21年当時のデータを使用している理由と、令和4年、5年に補完調査を実施した理由を一覧表にまとめて示すこと。【平野会長、田口委員】

⇒答申の審査会の場で回答してもらうべき内容であるため、答申には加えない。

動物②

P672、P676、P679、P682、P748、P825、P1021に対する指摘について【関島委員】

⇒答申の審査会の場で回答してもらうべき内容であるため、答申には加えない。

植物②

代償措置として計画されている植物種の移植について、「残地森林に移植する」、「代替生育環境に移植する」という記載があるが、その移植先の具体的な場所及び移植の適否評価を示すこと。【野口委員】

植物④

移植措置の「効果及び変化」が「変更を回避できる」となっているが、移植の場合、生息地自体は変更され、移植される個体も異なる環境に移されるという変更を受けるため、これは適切な記載ではないと考える。たとえば「変更により消失する生息地に生息する個体の保全を図ることができる」等、より正確な表現を検討して修正をすること。【野口委員】

植物⑥

ラン科数種の代償措置として、移植が計画されており、実現可能と記載がある。しかし、ラン科の植物は土中の菌類と共生しているものが少なくなく、移植が容易でない場合があるため、移植が実現可能とされている根拠を示すこと。【牧委員】

⇒いずれも、答申の審査会の場で回答してもらうべき内容であるため、答申には加えない。